

## 参考 6

## 応急給水活動に係る災害救助法関連規定【抜粋】

## ○応急給水活動の根拠

- ・災害救助法

(目的)

第一条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第二条 この法律による救助は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

## ○応急給水活動の程度、方法及び期間

- ・災害救助法施行令

(救助の程度、方法及び期間)

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

- ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 228 号）

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

二 飲料水の供給

イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

## ○応急給水活動の費用請求

- ・災害救助法

(費用の支弁区分)

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

(都道府県等が応援のため支弁した費用)

第二十条 都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。

※応急給水活動にかかる災害救助法関連の一例であり、詳細については内閣府防災情報のページ等の情報を参照のこと。